

令和2年3月5日
学長裁定
改正 令和4年2月3日

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合若しくは感染した場合等における本学教職員の就業の取扱いについて

標記のことについて、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、「国立大学法人東京海洋大学職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則」等の定めに関わらず、以下のとおり取り扱うこととする。

記

1 感染が疑われる場合

対象者：全教職員（非常勤教職員含む）

取扱い：管理監督者からの口頭による職務命令により、自宅待機（出勤扱い、有給）

期間：「新型コロナウイルス感染等による自宅待機について（令和2年10月27日制定）」により定める範囲の期間

証明：学長は、事実を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる

その他：同居の親族等に感染が疑われる者がいる場合、若しくは感染した者との接触が疑われる場合も同様に扱うこととする

2 感染した場合

対象者：全教職員（非常勤教職員含む）

取扱い：管理監督者からの口頭による職務命令により、自宅待機（出勤扱い、有給）

期間：「新型コロナウイルス感染等による自宅待機について（令和2年10月27日制定）」により定める範囲の期間

証明：学長は、事実を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる